

組合Q & A

組合決算関係書類提出における  
セルフチェックシート

Q11 本組合は3月決算ですが、通常総会後の行政庁への届出について教えてください。

【A1】 組合は、通常総会終了後2週間以内に決算関係書類及び通常総会議事録等を認可行政庁に提出することが義務付けられています。本会の会員組合においては、本会宛に2部（所管行政庁用1部、本会控え用1部）をご提出下さい。（※所管行政庁には本会経由で提出いたします。）

【決算関係書類】

- ① 書類はA4版で作成すること
- ② 提出の際は、決算関係書類提出書（所定様式）を添付すること
- ③ 事業報告書・財産目録の作成を省略しないこと
- ④ 当期に利益剰余金（前期繰越損失がある場合にはこれを補った後の金額）がある場合には、法律・定款に定めてある利益準備金、特別積立金並びに法廷繰越金の積立を必ずすること

【総会議事録】

- ① 定足数確認のため、組合員数、

決算関係書類提出におけるセルフチェックシート

留意事項	内 容	✓
提出物は揃っていますか？ （総会終了後2週間以内）	所管行政庁提出用の所定様式	
	事業報告書	
	財産目録	
	貸借対照表	
	損益計算書	
	剰余金処分案又は損失処理案	
	監査報告書	
	事業計画書	
	収支予算書	
総会議事録についてお聞きします。	総会が事業年度末から定款で定めた期間（原則2ヶ月以内）に開催されていますか。	
	総会招集日は記載されていますか。	
	総会招集から開催日まで中10日間以上あいていますか。	
	総会の定足数（組合員数の半数以上）は満たしていますか。	
法定積立金等についてお聞きします。	理事・監事の数及び出席理事、出席監事の氏名は記載されていますか。また、議事録作成者は記載されていますか。	
	法定利益準備金を積み立てしていますか。	
	特別積立金、教育情報費用繰越金等は定款のとおり積み立て、又は繰越されていますか。	

出席者数（本人出席、委任状出席）を記載すること  
② 提出する議事録が写しの場合には、必ず原本証明をすること

「セルフチェックシート」  
決算関係書類の提出物の不備をなくすため、左の「決算関係書類提出におけるセルフチェックシート」

ト」をご活用下さい。  
なお、総会終了後の諸手続きについては、次号以降でも引き続きご案内いたします。

本年度総会にて役員  
改選を行った場合

◎役員変更届の作成・提出

留意事項	内 容	✓
提出物は揃っていますか？ （変更後2週間以内）	所管行政庁提出用の所定様式	
	役員名簿新旧対照表	
	変更の年月日・変更の理由を記載した書面	
	理事会議事録又はその謄本（役付きの役員の選出時）	

## 組合員の権利と義務について

Q2 事業協同組合における組合員の権利と義務について教えてください。

権 利	義 務
<ul style="list-style-type: none"> <li>組合事業利用権</li> <li>議決権・選挙権</li> <li>剰余金配当請求権</li> <li>持分払戻請求権</li> <li>その他（出資口数減少請求権、総会招集請求権、役員改選請求権、理事の行為差止請求権、行政庁の検査等の請求権、総会決議取消しの訴え提起権、会計帳簿等の閲覧等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出資引受義務（1口以上）</li> <li>経費負担義務</li> <li>共同事業利用義務</li> <li>定款、規約、総会決議の遵守義務</li> </ul>

〔A2〕事業協同組合は、人的組織体であり、かつ、組合員の事業利用によって成り立つという基本的性格から、組合員の権利・義務についての固有なものがあり、その適正な行使に配慮することが大切です。

●組合員：組合員は、組合の構成員であり組合事業の利用者です。また、出資者でもあり経営者です。組合の事業は、組合員のために行うものであり、組合員の利用がなければ組合事業は成り立ちません。理事ばかりでなくすべての組合員が組合事業に絶えず気を配り、組合運営に関することなら率先して意見を具申し、積極的に事業運営に参画していくことが必要です。

〔組合員（加入・加入金）〕  
法定脱退した組合員の持分譲受加入の是非について

Q3 組合員Aは、○年12月2日組合員資格喪失により法定脱退したが、その未払持分を譲り受けることによりBの加入を、翌年の3月15日の理事会で承諾した。このような資格喪失者の未払持分で譲受加入ができるか。

〔A3〕脱退した組合員の持分は、脱退と同時に持分の持つ身分権的

なものが喪失しており、持分払戻請求権という債権が残っているだけである。

したがって、既に法定脱退した者の組合員としての権利義務を承継することとなる譲受加入ということはあり得ず、当該譲受人の加入は新規加入の手続によらなければならない。

〔組合員（出資・出資金）〕  
行方不明組合員の出資金整理について

Q4 組合員Aは、○年1月30日に組合に加入し、×年12月30日まで組合を利用していたが、その後行方不明となった。組合としては、Aの出資を整理し実質上の組合員の出資のみとしたいが、どのような処理が適当か。なお、Aの組合に対する負債はない。

〔A4〕出資を整理するには、当該組合員が組合を脱退することが前提となり、ご照会の場合の行方不明組合員については資格喪失による脱退か、又は除名による強制脱退が考えられる。具体的事情が不明で判断しかねる点があるが、もし行方不明と同時に事業を廃止しているのであれば、資格喪失として処理する事が可能と解する。

この場合、組合員たる資格が喪失証明郵便をもって持分払戻請求権の発生した旨の通知を行うことが適当と考える。除名は総会の議決を要し、この場合除名しようとする組合員に対する通知、弁明の機会との付与等の手続が必要であるが、組合員に対する通知は組合員の届出住所にすれば足り、この通知は通常到達すべきであったときに到達したものとみなされるから、一応通知はなされたものと解される。弁明の機会との付与については、その組合員が総会に出席せず弁明を行わない場合は、その組合員は弁明の権利を放棄したものとみなされ、除名議決の効力を妨げるものではないと解される。

なお、除名が確定した場合は、資格喪失の場合と同様の通知とするのが適当である。

以上の手続により、当該組合員に持分払戻請求権が発生するが、その請求権は2年間で時効により消滅するので、時効まで未払い持分として処理し、時効成立をまつてこれを雑収入又は債務免除利益に振り替えるのが適当と考える。

◎詳細は本会設立相談室まで

(TEL 043-306-3285)